

平成29年第1回砂川市議会定例会

平成29年3月8日（水曜日）第3号

○議事日程

開議宣告  
日程第 1 一般質問  
散会宣告

○本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

中 道 博 武 君  
小 黒 弘 君  
武 田 真 君

○出席議員（13名）

議 長	飯 澤 明 彦 君	副議長	水 島 美喜子 君
議 員	増 井 浩 一 君	議 員	多比良 和 伸 君
	増 山 裕 司 君		中 道 博 武 君
	佐々木 政 幸 君		武 田 真 君
	武 田 圭 介 君		辻 勲 君
	北 谷 文 夫 君		沢 田 広 志 君
	小 黒 弘 君		

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	善 岡 雅 文
砂川市教育委員会教育長	高 橋 豊
砂川市監査委員	栗 井 久 司
砂川市選挙管理委員会委員長	其 田 晶 子
砂川市農業委員会会長	渡 邊 勝 郎

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	角 丸 誠 一
病院事業管理者	小 熊 豊

総務部長	熊崎一弘
兼 會計管理	
市民部長	中村一久
経済部長	福士勇治
建設部長	湯浅克己
病院事務局長	氏家実博
病院事務局審議監	朝日紀博
総務課長	安田貢守
政策調整課長	井上

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育次長	河原希之
------	------

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局長	堀田一茂
--------	------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	熊崎一弘
-------------	------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長	福士勇治
-----------	------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局長	峯田和興
事務局次長	佐々木純人
事務局主幹	山崎敏彦
事務局係長	渡部秀樹

開議 午前10時00分

◎開議宣告

- 議長 飯澤明彦君 おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。  
議事日程は、お手元に配付のとおりであります。  
直ちに議事に入ります。

◎日程第1 一般質問

- 議長 飯澤明彦君 日程第1、一般質問を前日に引き続き行います。  
中道博武議員。

- 中道博武議員 (登壇) おはようございます。それでは、私から1点だけ通告に基づいて質問いたします。

まず、オアシスパークに隣接しております西豊沼橋周辺における歩行者の安全対策についてであります。オアシスパークは、一年を通してレジャーやスポーツ、イベント等で多くの人々に楽しまれ、砂川市の観光資源でもあります。冬期間は、遊水地においてワカサギ釣りです市内外からの家族連れなど多くの人たちが釣りを楽しんでおられます。土日にもなりますと、管理棟からオアシス通り、南4号線とオアシス通りの丁字路から西豊沼橋にかけて、南4号線と豊沼西2線の丁字路付近において多くの車が路上駐車されていますので、通行にも不便を感じているところでもあります。特に西豊沼橋の上に車をとめてある場合は、完全に片側通行になります。

このような状況の中で、近年健康志向でウォーキングや歩くスキーをされている方々が大変ふえてまいりました。西豊沼橋は、カーブの上、坂道になっております。また、この付近に立ち木もあることから、見通しも悪く、夜になると明かりもなく、冬道は足元の悪い中で車を避けながら歩くことになり、まことに危険きわまりない状況にあります。

また、遊水地の周辺は1周5.6キロメートルのウォーキングコースとして平成24年に北海道からすこやかロードとして認定を受けておりますが、この1周で唯一西豊沼橋の車道を歩かなければならないところでもあります。これらを踏まえて歩行者の安全確保のために施策として次のことについて伺います。

- 1、西豊沼橋の歩道と街路灯の設置について。
- 2、西豊沼橋西側付近の道路の視界の確保についてということで伺いたいと思います。

- 議長 飯澤明彦君 建設部長。

- 建設部長 湯浅克己君 (登壇) 私から大きな1の西豊沼橋周辺における歩行者の安全対策についてご答弁を申し上げます。

初めに、(1)の西豊沼橋の歩道と街路灯の設置についてですが、西豊沼橋は市道南4号線にかかる橋であり、奈江豊平川の河川改修事業で北海道により整備された橋であります。南4号線は、国道からオアシス通りとの交差点までの区間には歩道が設置され

ておりますが、西豊沼橋には歩道が設置されていない状況にあります。歩道の整備につきましては、国の道路構造令に準じ、交通量等を目安に整備を行っており、西豊沼橋は郊外地区の幹線道路にかかる橋ではありますが、交通量が多くない状況であることや通学路の指定もないことから、現状といたしましては歩道の設置は難しいと考えているところであります。今後路上駐車対策を含め、歩行者が安全に通行できるよう対策について検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、街路灯につきましては、橋梁や交差点など交通安全上必要な箇所に設置することとしており、西豊沼橋付近の街路灯は橋梁の西側と東側、オアシス通りの交差点にそれぞれ1灯設置されておりますが、現在東側の街路灯は節電のため消灯中でありますので、距離的な問題もあり、改めて点灯させ、交通安全上必要な明るさが保たれているかの確認を行い、必要に応じて道路照明の設置について検討してまいります。

次に、(2)の西豊沼橋西側付近道路の視界確保についてであります。西豊沼橋の西側にある砂川遊水地の管理用道路と南4号線との取り付け部分の立ち木が、葉が生い茂る時期などに通行する歩行者及び車両の視界の妨げになるものと考えております。この立ち木につきましては、河川敷地の木であるため、管理者の滝川河川事務所に対して取り付け部分付近の木について交通安全対策を図るため、視界を確保することを目的とした伐採を行っていただけるよう要望してまいります。

○議長 飯澤明彦君 中道博武議員。

○中道博武議員 大変厳しいということでお伺いしました。

それでは、私のほうからちょっと状況等を報告したいと思いますけれども、このオアシスパークは砂川市にとっても大事な観光名所として市内外から外来者を市内に誘導するというので、それこそスマートインターチェンジも整備され、何とか人を多く寄せようとする観光地の資源でもあるということから、このように冬の間ワカサギ釣りということでも多くの方が見えているということですが、駐車場等々の整備もされている中、どうしても路上に駐車されるということになっております。そこへ先ほど申しましたように、健康志向で歩く方が年々ふえている。それも車道を歩いているということの関係から、どうしても歩行者を保護しなければならないということからご意見を申し上げたところでありますけれども、そういったいろんな要件の中で、1月14日と2月5日、一日かかって通行量のデータをとってまいりました。1月14日の土曜日ですが、午前7時から午後5時までの間、昼休みはちょっととったのですが、9時間の中に車が橋の上を191台、そしてウォーキングされている方が22名いました。これは、12時から1時の間はちょっとあきましたけれども、このように多くの方々、車が通るといふことと、2月5日につきましては同じように7時から夕方5時まで通して10時間、車の台数として242台、そして歩行者の方が29名、ほぼ30名近い方が歩いているわけです。いかに危険きわまりない状況にあるのかなということから、何らかの手段を講じなければならないという状況だ

というふうに感じております。

いま一度本当に将来的にもこういう歩道ができる可能性があるのかないのかお聞きしたいと思いますが、またオアシス通りには夏場歩道がついております。冬の間歩道を除雪されていないで、そのままの状況になっておりますが、その管理と、それから今後やはりこのような形で予定といいますか、歩道はできないというような、そういう可能性になるのか、再度お聞きしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 湯浅克己君 私どももとっておりませんデータをお示しいただきまして、大変ありがとうございます。

車の台数は、一定程度通行しているようにも感じております。この西豊沼橋は、今車道の部分だけの橋でありますけれども、全長約90メートルの橋でありまして、市内にあります市道の橋といたしましてもかなり長いほうの橋という形になっておりまして、この橋につきまして歩道を設置することは、基本的には歩行者の数が多くなければならないという部分でありまして、またその中でも通学路という指定を受けてお子さんが多く通われるという場合につきましては歩道の設置という形になりますけれども、やはりこのような数字の状況でいくとなかなか歩道の設置という部分については現状といたしましては難しいのではないかとこのように考えているところでございます。そのような状況ですし、オアシス通りにつきましても冬場の通行量が少ないということで、やはり歩道の除雪も現状の中ではしていないという状況にあるところでございます。

このような状況の中、いかに安全対策を図るかというところを道路管理者の立場としても考えていかなければならないと思いますので、まず現状といたしましては橋梁をかけるということはかなりハードルが高いということでもありますので、この点につきましてはご理解を賜りたいと存じます。

○議長 飯澤明彦君 中道博武議員。

○中道博武議員 わかりました。できることを期待したいと思いますが、路上駐車ということで、台数を減らすためにも駐車場等々も必要なと思いますが、いろいろと関連機関の方との連携をとりながら、対処できるような形をお願いをしたいということだけを要望ということで上げておきたいと思っております。

先ほど(2)の伐採について、視界を確保するというところで立ち木の伐採というものも言っていたいておりますが、夏場自転車によるサイクリングやツーリング等々もありまして、車道に突然飛び出すというような傾向もありました。そんなことから、やはり視界をきちっと確保しなければならないということから立ち木の伐採を要望したわけでありまして、この伐採する幅、この辺はどの程度を考えておられるのかお答えいただきたいと思っております。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 湯浅克己君 今現状を私どもも確認をさせていただきましたけれども、この時期ですので、立ち木につきましても幹と枝の状況になっておりまして、それが葉が茂ったときにどれほど影響を及ぼすのかというのはなかなか今推測の域を脱しないところがございます。私どもが今考えておりますのは、オアシスパークの管理用道路と南4号線の取りつけ部分のその手前の部分をまずは伐採をとということをお願いしようというふうを考えているところがございます。それにつきましても状況も見ながらということになると思いますけれども、現状といたしましてはその取りつけ部分周辺を切っていただけるように河川事務所のほうに要望してまいりたいと考えているところがございます。

○議長 飯澤明彦君 中道博武議員。

○中道博武議員 わかりました。私の経験上からいきますと、ちょうど坂道という形で交差しておりますので、出会い頭でないと見えないという状況にあります。ですから、150メートルから200メートルぐらいの幅で伐採いただけますと、管理道路を走っている方、歩いている方、あるいは車で通られる方が4号線道路から見えるということで、安全確認ができるものというふうに感じておりますので、できればそのような形にさせていただければというふうに思います。

また、歩道ができないということになれば先ほど申したように安全確保のためにいろんな形で手を施していただけるということでもありますので、また所管のほうに要望を上げてまいりたいと思います。

以上で質問を終わりたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) それでは、通告に従いまして、一般質問を行ってまいります。

第1点目に、受動喫煙防止についてであります。受動喫煙については、健康に影響を与えることが科学的に明らかにされています。政府は今国会に健康増進法改正案を提出する予定で、その改正案には官公庁や老人福祉施設などは建物内禁煙、また小中学校や医療機関などにおいては敷地内禁煙とし、悪質な違反には過料を科すなどの内容であると報じられています。砂川市でも4月から施行されるがん対策推進条例で受動喫煙の防止対策の推進が盛り込まれています。今後市の受動喫煙防止に向けた具体的な対策と市の所有する公共施設について建物内を禁煙にする考えはないのかをお伺いいたします。

続いて2点目に、市営住宅のDIYについてであります。市内の市営住宅や改良住宅の建築年数が古い棟で空き家の軒数かふえています。そこで、入居者による模様がえや一定のリフォームを自由に認めるなど若い世代の需要を取り込むDIY住宅ができないかをお伺いします。

最後に、大きな3点目として、北5丁目跨線橋の修繕についてであります。中央小学校と焼山小学校の統合時にできた北5丁目跨線橋は、経年劣化のためか傷みが各所で見られます。中央小学校の通学路にもなっていることから、以下の点について伺います。

1、現状をどのように把握されているのか。

2、今後の修繕についてをお伺いします。

以上です。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 (登壇) それでは、私から大きな1の受動喫煙防止対策に係る今後市の受動喫煙防止に向けた具体的な対策と、市の所有する公共施設について建物内を禁煙にする考えはないのかについてご答弁申し上げます。

受動喫煙防止対策につきましては、現行の健康増進法では学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会所、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならないとされており、今般東京オリンピック、パラリンピック等国際的なイベントの開催等により、受動喫煙防止対策について健康増進法の改正の議論がなされているところでありますので、今後国から示される方向性に基づき、適切に対応することとしております。市が所有する施設につきましては、対策が十分でない施設も一部あることから、当該施設を所管する部署と連携し、受動喫煙防止対策に取り組んでまいります。

また、事業者等の受動喫煙防止につきましても、今後健康増進法が改正された場合、その法の求めに応じ関係機関と連携を図りながら、普及、啓発などの周知に努めるとともに、必要とされる取り組みについて検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 湯浅克己君 (登壇) 私のほうから大きな2、大きな3についてご答弁を申し上げます。

初めに、大きな2の市営住宅でDIYについてご答弁を申し上げます。市内の市営住宅及び改良住宅の空き家につきましては、高齢化等による転居に伴う退去もふえ、2月末現在待機者がいない空き家は48戸であり、昨年と同時期と比較して12戸ふえております。退去後の空き家への入居状況といたしましては、新しい団地の空き家などの場合には待機者がいることも多く、1カ月から3カ月程度で新たに入居される状況が多く見られますが、建設が昭和50年代のものであり、また立地条件が合わないという理由で長い期間入居者が決定しないものもあるところであります。空き家の中には、砂川市公営住宅等長寿命化計画に基づく長寿命化改善事業による構造体の耐久性を高める屋根、外壁、配水管等の改修工事が終わっていないものもあることから、今後計画を推進していくことで好転していくことも想定されるところでありますが、一方で内装や設備等の老朽化や陳腐化が進み、住みたいと思う住宅の対象にならないことで空き家となっていくことも懸念されているところであり、重要な課題として検討を進めていかなければならないと考えているところであります。

このような状況に対応する空き家対策の手法の一つとして、住もうとする方の自由度を増して魅力ある住宅とすることで、入居を促す取り組みである入居者みずからが改修等を行うDIY住宅の導入を先進的に進めている自治体も見られるところであります。市営住宅及び改良住宅につきましては、現状におきましても原状回復または撤去が容易である場合であって、承認を得たときは模様がえなどを認めているところでありますが、DIYで改修する場合にどの程度までの改修を認めるものとするかが課題であると考えられるものであります。DIY導入に当たり、より自由度を増すこととして退去時の原状回復義務を免除するとした場合につきましては、DIYの程度にもよりますが、退去後に新しい入居者を募集して受け入れるため、管理者である市が費用を負担して原状回復する必要性が生じることも考えられ、公平性が確保できない懸念もあることなどから、容易に導入できるものではないと考えますが、空き家対策は取り組まなければならない課題でありますので、今後需要や効果等も含め慎重な検討と判断を行うことが必要になると考えるところであります。

続きまして、大きな3、北5丁目跨線橋の修繕についてご答弁を申し上げます。初めに、(1)の現状をどのように把握されているかについてであります。北5丁目跨線橋は中央小学校の統合にあわせ平成2年度に完成し、26年が経過をしております。橋梁長寿命化に伴う点検を平成24年度に実施しておりますが、この点検結果では主要部材の劣化等について橋梁構造本体に与える影響は軽微であり、今後10年以内に補修工事は必要ないと示されていたところであり、また階段部の屋根の雨漏り、ドアの破損やカラー舗装の剥離、浮きが指摘されましたが、大きな変化がなければ5年程度を目安に再度点検を行い、修繕の検討を行うことと示されており、橋梁構造に影響がない部分であることから、経過を観察しているところであります。特にカラー舗装の剥離や変形については平成10年度ごろからあらわれており、現在は橋梁全体に広がっておりますので、歩行者の安全確保のために舗装面の清掃等を行いながら維持管理を行っているところであります。

次に、(2)の今後の修繕についてであります。国の橋梁点検の基準が平成26年度に変わりましたので、平成28年度と29年度において再度市内全ての橋梁の点検を行うこととしております。北5丁目跨線橋につきましても平成29年度に点検を行う予定であり、改めて階段部分の屋根やカラー舗装の傷みについても点検を行いますので、その結果に基づいて安全な通行の確保を図るための修繕等について検討してまいりたいと考えているところであります。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 1点目の受動喫煙の防止のことからお伺いをしていきたいと思うのですが、今市民部長は今後の国の法律の動向によってというようなお話だったのですけれども、砂川市はがん対策推進条例というのを昨年の12月議会で制定をしたのですけれども、今現在市の所有する公共施設の主立ったものも調べてみたりもしているのですけれど



ども、敷地内そのものから喫煙の禁止になっているところはまず市立病院があって、それから小中学校、ふれあいセンターなんかも敷地内は全部禁煙になっているのが現状です。この前の12月議会で私たち会派は、受動喫煙に対する防止対策が十分でないということで、がん対策の推進条例のときに修正案を出したのですけれども、その後それこそ12月議会が終わって、公民館のほうは昨年12月の末に館内を禁煙にしたというお話を聞いております。主立った公共施設で禁煙がされていないのは、ここの市役所だけというような状況にもなりかかっております。ぜひとも市民部長には、まずこの本体、今後受動喫煙に対して法律の制定を待つ前に、うちはもうがん対策の条例をちゃんと制定しているし、その中で受動喫煙の防止のことにもしっかりとうたっているわけですから、まずこの場所をせめて館内禁煙にしないことにはこの先どうにも進んでいかなさうというふうに私は思うのですけれども、それ以降、ちょっと滝川とか美唄に行ってきました。滝川は市役所の外に、これは向こうでは東玄関というのですけれども、写真も撮ってきましたけれども、外に灰皿が立っているのです、もちろん役所の外ですけれども。去年の4月1日から庁舎内は全面禁煙にして、職員が喫煙できるのは勤務開始前、昼休み、それから勤務終了後、職員は勤務時間中の喫煙は禁じられているのです。こういうふうに滝川市役所というのは結構職員にとっては厳しいやり方をしているのだなというふうに思っているのですけれども、もう一つ、受動喫煙防止条例をつくった美唄市のほうにもちょっと行ってきたのですけれども、美唄市役所というのはまた防止条例をつくっている割にはおもしろいことをやっています、市役所の裏に古いガレージがたくさんあるのです。これも写真に撮ってきて皆さんにお見せしたいのですけれども、その古いガレージの一つのガレージに古い扉をつけて、中に入るとテーブルの上に灰皿を置いてあるだけという喫煙所があるのです。これはまた皆さんいろいろなやり方をしているものだなというふうに思ってきたのですけれども、ただ両方とも共通しているのは、市役所の建物内は全面禁煙にしております。これからの法律のでき方、その法律の中で今いろいろ新聞で報道されて話題になっているのは、民間の飲食店とか小規模のどうのと。官公庁に関しては、完全に建物内禁煙ということははっきりもう出てくるだろうというふうに思っているのです。そんなようなことを含めて、そろそろ本体、この市役所そのものも禁煙にしなければいけないのではないかなというふうには私は思っています。

それで、市民部長にお伺いしたいのですけれども、先ほどお話が何もなかったのですが、これから市の公共施設、今部長もまだ十分ではないところもあるというお話だったのですけれども、市民部のほうで今後公共施設に対する建物内禁煙に向けての動きをとられていると思うのですけれども、その辺ちょっとお話しいただけますか。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 公共施設の禁煙ということでございます。

議員さんが今お話しのとおり、市民部で所管をしている公共施設、またふれあいセンタ

一はもう既に敷地内禁煙にしておりますが、市民部で所管している部分につきましては南北、東のコミュニティセンターであるとか老人憩の家がございます。また、保育所などもございます。保育所につきましては、敷地内を禁煙にしているというような現状でございますし、またコミュニティセンター、老人憩の家につきましてはがん対策推進条例を検討する中で当然受動喫煙の部分の取り扱いについても検討してまいりました。現状についても把握をしながら条例案を作成したところでございます。その段階で、やはりコミセンであるとか老人憩の家などについては禁煙、分煙の状況がまだ十分ではないというような状況でございましたので、こちらにつきましては管理していただいている方と十分協議をしながら、禁煙、分煙化に向けて今取り組んでいるところでございまして、おおむね少なくとも4月の条例の施行時には一定の対策がとられるものというふうに考えております。

また、そのほかの部分につきましては、市役所庁舎というようなお話がございましたが、やはりこちらにつきましては管理する所管といたしますか、そちらとも十分協議を重ねまして、1回目のご答弁でもお話ししたとおり、国の状況としては厚労省内で法案の議論がなされているところでありまして、まだ法案としては国会に提出されていない状況であります。こちらの部分につきましては、法案の提案状況であるとかその内容、またスケジュールに合わせて禁煙、分煙化対策については取り組んでまいりたいと考えております。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 私も東地区コミュニティセンターに関連しているので、どんな文書が回ってきているかということをお市長がご存じなのかどうかかわからないのですが、まずはコミュニティセンター、先ほどのお話、それから老人憩の家も今後は建物内禁煙でというお知らせを回していますよね、市民部のほうでなのですか。ここには、がん対策の基本条例ができて、11条には受動喫煙のことが書いてあるので、施設内は禁煙としてくださいということをお願いして回っているのです、市民部では。こうなってきたときに、僕が例えばコミセンを利用する人たちにどう説得するかということです。必ず言われるだろうと思うのは、市役所はまだ禁煙していない、たばこを吸っているのだと。それっておかしいのではないかと。利用する者には建物内でもうたばこを吸ってはいけないと言っているのに、この市役所の職員あるいはここを利用する人も含めてですけれども、そこが建物内禁煙になっていないのに、何でこっちから先にやるのだという話は当然出てきます。市民部長、今後だといったって、これは厳しいのではないですか、自分がこれから動いていくにしても。

まず、市長、今市民部がやっている取り組みというのはご存じなのかお伺いしたいのですけれども。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 市民部が所管をする施設については、禁煙にご協力をいただきたいということでそれぞれ指定管理されている方にお話をさせていただいております。市

民部が所管するということでもありますので、私の段階で判断させていただいて、関係する皆様にお知らせをしていただいているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 一体的にやりましょう。条例までつくっているのですよ、うちは。受動喫煙の防止対策の話ではないですけども、がん対策、ここには受動喫煙はもう相当大事な部分です。それで、市民が利用する、例えばコミセンだとか老人憩の家は4月1日から建物内禁煙にしてくださいと市民部が動いているのに、何で市役所はそのまま済むのかと。どう考えたっておかしいでしょう。

〔「そのとおり」と呼ぶ者あり〕

そのとおりだよ。まず、自分のところからしっかりやって、市民の皆さんに協力をいただくというのが、これは協働のまちづくりの最たるものではないですか。自分のところはまだ吸えていて、だけれども市民が利用するところをまずは先にやってくださいと、こんな話は市長、ないでしょう。市長がたばこを吸うのは知っているけれども、まさにこのところはやっぱりまず自分のところからもしっかりとやると。率先して範を示すということが市民にも納得してもらえることだというふうに私は考えるのですけれども、市長、市役所を建物内禁煙にすることのお考えはないのか、もしそうだとすればどうして考えないのかお伺いをいたしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 市長の考え方ということでございまして、私は今間近に迫っている、厚生労働省の健康増進法の改正で2019年のワールドカップ前には必ず公共施設は禁煙にするというふうに言ってございまして、恐らくこれはそのとおりいくのだろう。それはもうあと1年ぐらいで施行されるから、そのときにあわせた形でやればいだろう。それには、もろもろ今自民党の部会でかなりもめているのは、公共施設はもめないでしょうけれども、ほかの分野で吸う権利だとか分煙を徹底すればいいではないか。いろんな論議が出ているのは、その法律の中でそれも整理して一緒にやるべきだというのがもともとの私の考えでございまして、この法律がないのだったらまた考えなければならぬでしょうけれども、間近にもうそれは政府がやると言っているときにあわせてやるべきだろう。そのほうが一体的に全部整理できるのだろう。恐らく市民部のほうは、いわゆる受動喫煙の関係があるので、ご協力を願おうとしたのだろうと思っています。

それともう一つ、なるべくこれは余りあれなのですけれども、役所の中でも議員さんも吸われる方がおられたりして、いろいろあります。その辺は、ある程度議会の中のほうに私は口を挟むことはできないものですから、かつて市長になったときに庁内を禁煙にできないかという話をしたときには、議会のほうからいろいろ話があってできなかったという経過があって、小黒議員さんもそうやって言われるのですけれども、議会のほうは議会のほうで整理していただいたほうが私のほうはスムーズに答弁しやすいというのもございま

すし、その辺の内部論議も十分していただいたほうが、何か役所の職員だけがどうのこうのと言われるとちょっと私が申し上げづらいことを言わざるを得ないところに追い込まれるものですから、そういうのも勘案して、私が苦慮しているということも理解していただければ。ただし、私はしないというのではないのです。するのがもう決まって、すぐ1年になるとなったら、それに合わせたところで各施設のところの、私は町内会の新年会で行きますけれども、やっぱり吸われる方もいて、会場の中では吸わないけれども、別ところで吸われているのを間近で見ております。いろいろ難しいものだなと。いろんな方がおられるので、それを全部否定することもできないと。もっと大きな心で見えていますけれども、国の法律が決まればそれはちゃんと法律に基づいて執行できるというのがあるので、簡単に割り切れないところも現実にあるということも、吸われない小黒議員、かつては吸われていました。そのときのことを思い出しながら理解していただければというふうに思います。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 今砂川市役所でたばこを吸えるところは、3階の喫煙室とさっき市長がおっしゃった議会の談話室です。まさか組合のほうはもう吸っていないのだろうなというふうには思っているのですけれども、市役所2カ所。ぜひとも4月1日前には決着をつけていかないといけないかなというふうに思っているのですけれども、とにかく今もう既に市民部のほうとしては南、北、東、老人憩の家を4月1日から建物内禁煙にしようという動きをとっていますので、ここをまずは基準に置いて、市役所の中も、それから議会も、まず範を示していくということをしていかないことには、職員と議員だけは特権社会という話には絶対なってしまうと思うので、4月1日からはぜひそういうふうにしていかなければいけないというふうに思っております。

では、次の関係ですけれども、先ほどのDIYというようなことなのですけれども、DIYというのは何かというとドゥー・イット・ユアセルフといって、要するにさっきもちょっと言いましたけれども、自分でデザインを考えたり、間取りをちょっと変えてみたりという、そういうことです。自分で何かをしようということなのですけれども、部長のほうもお話しになっていたとおりで、公営住宅の空き家が相当ふえているというのは委員会の報告から見てもよくわかるのです。傾向的にどこかというと、やはり建てた年数が早いというところでは寺町団地は昭和51年ですから、もう40年以上たっていますか。その次に古いのは東町団地で、昭和53年、54年ぐらい。これも40年近くたっているという状況になっていまして、やはりそういうところの空き家が多くなっているということがわかります。それで、先ほどもちょっと部長にお話しいただいたのですけれども、空き家になる傾向なのですけれども、どうなのでしょう。あいて、ずっとあいているところというのも今あいていながらも結構あるものなのかどうかをお伺いしたいのですけれども。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 湯浅克己君 確かに空き家につきましては、寺町団地ですとか東町団地、こちらについては率的には一定程度あるかなというふうにも思っております。空き家につきましては、退去後すぐに入られる方もいらっしゃいますけれども、例えば今寺町団地は3戸が空き家となっております。その中で月数の経過でいきますと、8カ月あいているところが2戸、3カ月あいているところが1戸という、そういうような状況になっておりますし、東町団地につきましても現状12戸あいておりますけれども、その中には約1年程度の空き家になっている部分等もございます。やはりこれらの住宅につきましては、建築年式が古いものですので、建物自体のつくりがまずは古いということになります。例えば洗面所ですとか浴室の部分のスペースが狭い、あるいは今基本的にはほとんどの浴室はユニットバス化されておりますけれども、この年代につきましてはユニットバス化されていないという部分がありますので、なかなかそれらの住戸に新たな方が入られるというのは現状をいろいろ聞いておりますと難しいというような状況もございますので、それらについてこのような状況になっているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 先ほど言った寺町あるいは東町団地というのは、5階建てで本当に古いのです。ただ、長寿命化計画でしたか、外壁だとか屋根というのは修繕が行われていたりするのですけれども、何とも中は結構大変だなという感じになっています。部長は、例えば寺町団地あるいは東町団地というあいている部屋というのを見に行かれたことはありますか。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 湯浅克己君 直接は見に行ったことはありませんけれども、状況といたしましてはやはり先ほど言いましたとおりお風呂の点ですとか、あとは内装に使われている資材が古いものということで、なかなか入らないのだというのは担当から聞いているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 ぜひ一回行ってみたいというふうに思うのですが、私は東町団地の5階あたりをちょっと見させていただいたのですが、まさに昭和の団地なのです。昭和の団地と言ってもわからない方も多いかもしれないのですが、無理やり3DKにしたという状態なのです。もう今どき例えば若い人たちがそこに入ろうとしたときに、古さだけではなく、要するに一つの部屋が狭いし、お風呂もコンクリートで、そこに風呂おけを入れるというような状況。デザインも何もかも本当に昭和で、これはマンションとも違うし、民間のアパートも違うのだけれども、余りにもやっぱり古臭いという感じで、何とかならないのかなというふうに私は思うのです。

ところが、きのうの補正予算の武田圭介議員の総括だったと思うのですが、同じ

ように団地の公営住宅のことで聞かれたときに、部長は根本的な取り組みを今後していかなければいけないというふうなお答えがあったので、おっと思ったのです。そういうことって砂川市は今後全く考えていかないのだろうなと思っていたからです。例えば今後間取りの変更だとか、さっき言った無理やりにした3DKをちょっと柱をとったりなんかすれば2Lぐらいになって、今の若い人風にはなるといふふうには思うのです、本体自体が古く建ったとしても。そんなようないわゆるリノベーションの場合も、横文字ばかりですけども、リニューアルみたいなという言葉を使うのですけれども、そのような予定というのは、抜本的な対策を何かしなければいけないような答弁がきのうあったので、考えていらっしゃるのかどうかお伺いしたいのですけれども。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 湯浅克己君 公営住宅につきましては、平成24年度に砂川市公営住宅等長寿命化計画を立てながら、今長寿命化対策に取り組んでいるところでございます。その中でも提示をさせていただいておりますけれども、国のほうの長寿命化の改善事業という交付金の事業がございまして、その中で1つあるのが長寿命化型の改善事業ということで、今市のほうで取り組んでいます。どちらかというと躯体ですとか外部のほうを中心とする改修工事をしております。また、もう一つ居住性向上型改善というのもございまして、これについては住戸の規模ですとか間取りの改善、あるいは住棟設備の機能向上を図るといふ、そういうような事業もございまして。しかしながら、この長寿命化計画の中では、まずは躯体を中心とした長寿命化対策に取り組むという形をとっております。現状を進めておりますけれども、この計画の中におきましても当時ありました戸数を将来的には管理目標としても減っていくだろうというふうな予想もしております。

しかしながら、今宮川、豊栄団地のほうにつきましては解体等もしながら用途廃止に向けて動いておりますけれども、ほかの部分につきましてもやはり住戸減少も見据えながら、供給も押さえていかなければならないという部分もございまして、そのための一つの策といたしましては、以前南吉野団地の平家の住宅ではありますけれども、2戸の住宅を例えば中を貫通させて1戸にしたということもございまして、今議員おっしゃられました間取りの変更等も取り組んでいくことを視野に入れながら検討はしておりますけれども、このような取り組みをする場合につきましては、一定程度計画も見直しをかけなければならないですし、それではどの住棟をそういう対象にするのか。例えば2戸を1戸にするのであればその2戸の部分があかなければならないのです。その部分を長期的に視野に入れまして、例えば高層階の入居の状況が著しく悪いような状況であれば、その部分について一定期間入居をさせない状況の中で部屋があいた時点でそれらの解消をするという手段もあろうかと思っておりますので、そちらにつきましては現状といたしましては検討していかねばならないというふうにも思っておりますし、入居の申し込みをされる方に聞きましても、やはり今議員おっしゃられました昭和の住宅ということを私どもも十分感じてお

りまして、和室も大体2室ございますけれども、今和室がだんだん減ってきておりますので、それらの改修も含めながら全体的な見直しをしていかなければならないのですけれども、若干どういう形の中で準備をして進めていくかということは長期的なスパンで検討していかなければならないと思いますので、それにつきましてはできるだけ早目に着手しないとなかなかうまくいかないというふうにも思っておりますので、そのような方向に向けながら検討を進めてまいりたいというところでございます。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 砂川市の公営住宅というのは、今まで住みかえでやってきた南吉野とか石山団地と、こういうふうになってきていて、最後に残されたところは宮川団地の平家建てに新しいもの、それから豊栄住宅の平家建てを古い平家建ての住みかえとして建てるという計画は前市長のときにあったのですけれども、善岡市長のときにもうそれはなくしたという結果になっていて、新しい住宅はもう住みかえでも建たないというのは今後の方針だと思うのです。そうやっていったときに、さっきから言っていますが、今のままの昭和の建物に若い人たちが入るのかというと、若い人たちは今もう親の世代のところでどういう生活をしているかということ、やっぱりトイレは洋式だろうし、ストーブもちゃんとFF式のストーブがあって、いわゆる普通の、昭和でも新しいタイプの昭和のところで育っているのだと思うのです。そういう人たち、若者たちがあの東町や、あるいは寺町に入った瞬間にえっと多分びっくりするだろうというぐらいです、行ってみたら。市長も行かれていますかどうかわからないですけれども、行っていますか。そうですね。だとすると、やっぱり何らかをしていかないと、幾ら住宅に困っている人たちの福祉のためと、東町団地あたりだったら1戸当たり1万5,000円だったり、本当に安いのですけれども、何かしていかないと若者も住んでくれなくなってしまうのではないのかなというふうに私は今思っていて、そこで今回ちょっとお金のかからない提案をしたのがDIYであって、自分で好きなようにしてもいいと。自分でも材料ちゃんと買ってきて、例えば今言っていた畳をちょっとおしゃれなフローリングっぽくしてみるとか、あるいは壁紙を自分で張ってみるとか、コンクリートの風呂場を自分でペンキを塗って明るく過ごしていきたいとか、そんなような程度の提案なのです。本当に小さな小さな提案なのですけれども、ただ、今の公営住宅の条例に照らし合わせていけば、そうやっても構いませんが、最後に昭和の段階に戻してくださいというのがもう決まりです。もしもそのまま出るのだったら、その直す分だけのお金をちゃんと払ってくださいというのが公営住宅としての決まりなわけです。私は、全部を全部そうしたらと言っているのではないのです。まず、実験でも何でもいいから、1戸か2戸そういう部屋をつくったらどうだろうという提案なのです。特に東町団地あるいは寺町団地の5階とかは、いつか少し単身でも入れるように規則を緩やかにしたことがあったのですけれども、残念ながら最近の空き家情報を見ると結構単身可というところ、単身可といってもこれは3DKです。その空き家がふえてきてしまっていると

いうことになっているのです。

最近テレビなんかを見ていると、芸能人か何かが部屋のD I Yを盛んにやって、若い人たちが結構そういうのをおもしろがっているという状況があるのです。あのテレビ番組も結構人気があるらしくて、ちょこちょことしたものはみんな自分たちでやれる。それがまた楽しいらしいのです。我がまちには大型のそういうホームセンターもしっかりあって、いろんな材料がいっぱい売っているのです、安くて。だから、ちょこちょこつとそれを買ってきて、自分でこうやってやっていったら、きっと楽しく、古いのだけれども、自分たちがこれをやったのだよねとって楽しんで暮らしてくれるのではないか、そういう若者もいるのではないかなと私は思っているのですけれども……

〔何事か呼ぶ者あり〕

どうもきょうは議長、よそからの声が大きくて質問がしづらいのですが、ちょっと控えていただけますか。

それで、何を質問するのか……ということで、D I Yをやっていく上で何か大きな支障があるのかなというふうには思っているのですけれども、先ほどちょっとお話しされましたよね。もっと何かやっぱりちょっと試しにやってみるということについて、難しい点というのはあるのかどうかをお伺いします。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員の質問に対する答弁は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時09分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

小黒弘議員の質問に対する答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長 湯浅克己君 モデル的にD I Yをということでお話がありました。先ほど1回目でもご答弁申し上げたとおり、現状といたしましても原状回復を前提とした模様がえは認めるということにしております。D I Yでされることを議員から幾つか出されましたけれども、例えば浴室の壁の色を塗るという部分がありました。この点で考えますと、例えば白い色ですとか淡い色に塗られると次の方も恐らく問題はないのでしょうかけれども、それが極端な話ですけれども、真っ赤に塗られたとか真っ黒に塗られたと、そういうこともないとは言えません。ですから、そういう場合については基本的には原状回復なのかなと思いますので、モデル的にということですが、今現状といたしましても認められていますので、まずD I Yの改修する程度によるのかなと思いますので、程度によっては認める部分もございしますので、そのような形の中で今も模様がえを認めていますので、模様がえはできますよという形はとれるのかなというふうにも思っております。

また、テレビ等のお話もございました。この中で私も改修等もやられている状況も見ま



すと、基本的には賃貸住宅の場合につきましてはやはり主体に傷をつけないような形の中でやられているというケースが多いのかなというふうに思っております。今ホームセンター等もいろいろ充実しておりますので、その中ではそのような部材もかなり普及しているようでございますので、そのような形の中でやられることは構わないと思っておりますので、まず一つの方策として、例えば若者がそういうものを求めているという状況があれば、それらについては認めていく方向では考えていかなければならないと思っておりますけれども、それにつきましてはどの程度まで行っていただくか、どの程度なら認める、どの程度はやはりご遠慮いただくという部分がなければ、戻りますけれども、原状回復していただかなければならないという状況に陥ることもあろうかなというふうに思っているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 だから、あいている部屋を全部やれと言っているわけではないのです。これは、絶対話題になります。本州ではやっているところがあるのですけれども、まだ道内ではないと思うので、1戸だけでも2戸だけでもいいです。自由にやって住める公営住宅なんて言ったら、たちまち新聞ネタになります。というふうには思っていますけれども、ただ何でもかんでもいいと言ってはやっぱりまずいのです。先進的にやっているところも、大きなまちでもせめて1戸なのです。どんなふうにするかといえば、要するにまずは原状回復義務の免除をします。せっかくだから、ちょっとリフォームする期間というのがあるわけですから二、三カ月の家賃を免除するとか、だけれども少なくとも何年間かは確実に住んでくださいよという確約をしっかりとる。やっぱり規制の中である程度自由度を増すという形になっていくのだろうというふうに思うのです。もちろんだというところをどのくらい直すのですかと、どんな感じにしますかというのは担当のほうと検討して、その結果をちゃんと許可をするというようなしっかりとした手続の中で、何でもかんでも好きにやってくださいではないのです。それはそうですよね。市の所有するものを勝手にやられて、その後全く使えなくなるなんていうことになったら困るわけですから、それはこっち側がどのくらいまでどうするかということをちゃんと決めておいて、それによってそれはおもしろそうだと行って入ってくればもうけものです。入らなかったらあいているままなのだから、何もないところから、ゼロから1でも生まれてくれば、これはもういいのではないかなぐらいな気持ちで、ずっとあいている部屋もあるわけですから、ぜひぜひこれはちょっとトライしたらいいかなというふうに思っています。やろうと思えばすぐにでもできるようなものでもあるかなというふうに思っていますので、ぜひ検討していただければというふうに思います。

それで、最後の北5丁目の跨線橋です。場所は皆さんご存じかどうかなのですけれども、村山内科さんの北側のJRの線路をまたぐ跨線橋です。こちらは、中央小学校の通学路にもなっていて、私もちょっと朝車をとめて怪しかったのですけれども、そこを見てい

ました。子供たちも通行していますし、一般の方々も通行しています。そういう現状のところなのです。先ほど部長のお話でいくと、来年度点検をするというお話だったのですが、もう点検だけでは済まないような状況になっている箇所もあります。全体的に言うと、たしか3億ぐらいですか、かけた跨線橋だというふうに思うのですが、いっときは蛍光灯がほぼ片側が切れているような状況があって、市民の方から電話があって、それは早速原課に言ったら次の日にはもう蛍光灯はつけてくれていたのですが、子供たちも通る、結構密室状態になるところでもあるわけなのですけれども、そもそもが管理なのですけれども、日常の管理というのはどういうふうにされているのかお伺いしたいのですけれども。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 湯浅克己君 跨線橋の日常の管理というお話でございました。今現状といたしましては、5日に1回のペースで清掃を行っておりまして、作業的には約1時間程度ではないかというふうに考えているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 先ほども言ったように、フードになっているので、非常に個室状態になってしまうつくりになっているのですけれども、ここに望遠防犯カメラが設置されているというふうな札がついているのですけれども、これは防犯カメラがちゃんとついているものなのか、望遠防犯カメラというのとは一体何なのかなというふうに思うのですけれども、どこか遠いところからはちゃんと見えるようになっているものなのか、よくあるいわゆるプレートだけ張ってあるものなのか、この辺はおわかりでしょうか。おわかりでなかったら、また後でちょっと聞きますけれども、それで現場へ行っていろいろ写真を撮ってきたのです。これはモニターあるところ、みんな見せていけるなというふうに思うのですけれども、これから点検をされていくということなので、どういう箇所がということなんだんわかってくるのかなというふうに思うのですけれども、ただ点検が来年、再来年かけてということですね。1つだけお願いなのですけれども、ぜひ早く直してもらいたい箇所があるのです。それは、ここは何カ所もアルミのドアがついているのです。それで、たてつけが非常に悪くなっていて、一回閉めてしまうとあけるのに物すごく力が要ることがあるのです。私でも結構大変な状態ですから、あれは子供たちだけだったらもしかしたらあかないかもしれない。今はあけっ放しの状態になっているのです。冬でもそういう状況にしまっているというところがあって、たった1つだけドアがスムーズに開閉するところがあるのです。それが多分この前24年に点検して、何か直したところだと思うのですけれども、ドアだけは点検もいいのですけれども、ぜひ現場確認していただいて、直せるものなら直していただきたいと思います。それ以外いろんなことはたくさんあるのですけれども、まずは子供たちの出入りがスムーズにできるようなことだけはしてあげてほしいなというふうに思っています。

今多分カメラのお話が来たのではないかと思うので、それだけはお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 湯浅克己君 カメラにつきましては、基本的にはいたずら防止のためにダミーという形の中で表示をしているところでございます。

また、ドアの部分がございました。ドアの部分につきましては、点検の部分と余り影響がない部分ですので、こちらにつきましても確かにいろいろぐあいが悪いということで現場にも届いておりますので、適宜対応しておりますけれども、その部分としてちょっと足りない部分もあろうかなと思いますので、こちらについては修繕等の対応をしていきたいと思っております。

点検の部分につきましては、基本的には主体部を中心に点検をいたしまして、それらのさびの部分とかを点検しながら行っていくこととなりますけれども、舗装の部分につきましても鉄の部分の上に舗装が乗っておりますので、それを今例えば修繕をいたしますと点検にちょっと逆に言うとまた除去しなければならないという、その点もございまして、まずは29年度で点検をいたしますので、その際の状況を把握しながら修繕等も、現状を見ますとかなり剥離が出ていますので、対応したいのですけれども、その点で点検がございまして、余り手戻りにならないような形も若干考慮いたしまして、このような形で進めていきたいと考えているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 (登壇) それでは、通告に基づきまして、私からは大きく2点について伺います。

大きな1点目として、砂川市公共施設等総合管理計画の推進についてであります。我が国では、過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方、地方公共団体の財政は厳しい状況が続く、さらに人口減少、少子化等により今後の公共施設等の利用需要が変化していくことが見込まれ、老朽化施設の更新や維持管理が課題になっております。このような状況もあり、平成26年4月に総務省は公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、公共施設等総合管理計画(以下「計画」という。)の策定を全国の地方公共団体に要請し、砂川市においても平成28年3月に計画が策定されました。砂川市の計画では、建築系公共施設の課題として、人口減少が見込まれる中、更新費用試算のとおり投資的経費の総額を財政措置することは困難と見込まれるとされ、老朽化や利用状況を見きわめ、将来的にも活用すべき施設を選択することで、1人当たりの延べ床面積を縮減することや施設の長寿命化を実施することで更新等費用の抑制を図ることが必要と結論づけられています。

なお、この計画の位置づけは、砂川市第6期総合計画を含めた市の関連計画との整合性を図り、基本的な方向性を示すものとされ、本市の公共施設等全体の状況を改めて把握し、

全庁的、総合的な管理を継続的に推進する総論的な計画であることから、個別施設の方向性といった各論についてはより具体的に考えていく必要があります。例えばスポーツ、レクリエーション施設の更新、大規模改修の場合であれば、スポーツ振興の観点、近隣自治体の類似施設との関係、防災施設としての機能等、市全体のまちづくりにかかわるものとして検討していくことも必要です。また、施設利用者等との協議以外にも施設を利用していない市民の目線を意識した適切な受益者負担率等について考慮することも重要です。なぜなら、公共施設の維持管理コストは市民の税金で負担されている一方、施設の性質によっては受益者の偏在が想定される施設もあり、施設を利用しない大部分の市民が施設への投資より社会保障等への投資を望む場合も想定されるためです。

このようなことから、具体的に個別施設の方向性を考えた場合、施設利用者等だけではなく、施設利用者以外の市民も含めた合意形成についても考えていかなければならないと思います。そして、この合意形成の前提として、固定資産台帳をもとにした施設別のフルコストや将来の更新費用の推計、適切な受益者負担率の算定が必要であり、これらの客観的な数字に基づき市民に説明することがスムーズな合意形成につながるのではないかと考えます。そこで、以下の点について伺います。

(1) 建築系公共施設の現状等について。

- ①、過去5年間の建築系公共施設に係る投資的経費について。
- ②、今後10年間の大規模修繕、建てかえの見通しについて。
- ③、市民アンケート等を活用した施設利用の実態等の把握について。

(2) 具体的な取り組みについて。

- ①、施設総量（総面積）適正化へ向けた実施計画の策定について。
- ②、維持管理、修繕業務等の包括委託化等によるコスト削減の努力について。
- ③、職員の育成等体制の構築について。

(3) 公会計改革と計画との連動について。

- ①、公会計改革と連動した計画の見直しについて。
- ②、発生主義会計による施設別フルコストの把握、受益者負担率の算定及び施設の更新、統廃合、長寿命化の優先順位の判定について。

大きな2点目として、砂川市人材育成基本方針の推進についてであります。砂川市では、平成21年2月に策定した砂川市人材育成基本方針に基づき、さまざまな人材育成の取り組みを行ってきました。この間人口減少、少子化のさらなる進行、公共施設等の老朽化、経済を取り巻く環境の変化など激しい変革の時代の中で、地方自治体は大きな転換期を迎えようとしています。このような社会状況の変化に対応するためには、簡素で効率的な行政運営の確立が最重要課題となり、その解決方法の一つとして市民参加や協働によるまちづくりが必要です。さらに、持続可能な市民サービスの提供につながる日々の業務改善の取り組みや多様化する市民ニーズに柔軟に対応できる組織づくりの取り組みも必要と考え

ます。

また、公務員においてもワークライフバランスの推進及び働き方改革は、育児、介護等時間制約のある職員のみならず、全ての職員が健康で生き生きと働き、成長し、その能力を最大限発揮することにより、政策の質や行政サービスを向上させるために不可欠となります。こうした状況を背景に、これまでの人材育成の取り組み等を踏まえた上で、より効果的な人材育成の推進に向けた新たな取り組みが必要と考えます。そこで、以下の点について伺います。

(1) 職員の採用等について。

- ①、採用人数の決定方法について。
- ②、年齢別職員構成の状況について。
- ③、中途採用について。

(2) ワークライフバランスについて。

- ①、時間外勤務の状況について。
- ②、砂川市における取り組みについて。

(3) 人材育成の現状と今後の方針について。

以上、1回目の質問といたします。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 (登壇) 大きく2つにわたっての一般質問でございます。順次答弁させていただきます。

まず、大きな1点目、砂川市公共施設等総合管理計画の推進についてご答弁申し上げます。初めに、(1) 建築系公共施設の現状等についてでございます。過去5年間の建築系公共施設に係る投資的経費についてであります。公共施設等総合管理計画では平成22年度から26年度までの5年間における投資的経費の合計を34億7,482万6,000円、この5年間における1年間平均を6億9,496万5,000円と記述しております。また、直近5年間である平成23年から27年までの決算額で申しますと、投資的経費の合計は31億4,838万1,000円、平均で6億2,967万6,000円となっております。

次に、②の今後10年間の大規模修繕、建てかえの見通しについてでございます。この管理計画では、耐用年数の過半を過ぎるものに関し、屋根、外壁等の大規模改修の必要性をうたっており、施設分類ごとに基本方針を定めておりますが、既に耐用年数の大半を経過し、大規模改修が難しいものについては、施設のあり方も含め検討することで、個別施設ごとに方向性を示すものとしております。今後10年間の見通しについて、この管理計画では年度ごとの事業予定については言及しておりませんが、6期総合計画の第3次実施計画において平成29年度から32年度までの事務事業を取りまとめ、その中で4年間における施設の大規模改修等も明示するものであり、それ以降については次期総合計画を策

定する際に該当する事業を盛り込んでいくこととなる予定でございます。

次に、③の市民アンケートなどを活用した施設利用の実態等の把握についてでございます。この管理計画の策定段階については、素案に対するパブリックコメントを実施いたしました。今後当該計画に係る実態把握のための市民アンケートなどは実施する予定のないものでございます。

なお、施設利用の実態等については、個別施設ごとに日ごろからの運営管理を通じ、利用者や指定管理者等からのご意見も含め、状況の把握に努めているところでございます。

次に、(2)具体的な取り組みについての1、施設総量(総面積)適正化へ向けた実施計画の策定について答弁いたしますが、この管理計画は当市の公共施設等に関し、効果的、効率的に管理していくための基本方針であり、現行の建築系公共施設を将来的にそのまま更新していくことは費用の増大が懸念されることから、施設総量の適正化に努めることを明記しているものでございます。この方針の推進に当たっては、更新が必要な場合は適正な規模で効率的な運営が可能となるよう施設ごとの計画策定を想定していることから、管理計画として実施計画を策定する予定はないものでございます。

次に、②、維持管理、修繕業務等の包括委託化等によるコスト削減の努力についてでございます。当市では、一部の公共施設について清掃や警備の業務を一括して発注することにより効率的に委託が行われるよう努めておりますが、包括委託化に関しましては各施設によって設置目的、規模、運営形態等がそれぞれ異なることや委託が可能となる事業所の有無を考慮しなければならないことから、今後とも可能な範囲で取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、③、職員の育成等体制の構築についてでございますが、この管理計画を推進していくため、財産管理、企画、財政、建築の各部署が連携を図り、全体を一元的に管理していく体制の構築に努めることとしております。また、当市では建築住宅課において建築系公共施設を所管する各部署からの相談に応じており、専門的技術を有する職員の間で知識と経験が受け継がれるよう職場内研修に努めながら職員の育成を図っているところでございます。

次に、(3)公会計改革と計画との連動についてでございますが、①の公会計改革と連動した計画の見直しについてでございますが、新地方公会計制度については平成26年4月に固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類作成に関する統一的な基準が示され、導入に向けて準備を進めているところであります。新たに作成することとなる財務書類では、従来の決算書からは読み取れなかった資産情報とコスト情報が得られ、今後の公共施設等の維持管理、修繕、更新等に係る中長期的な将来予想に活用できるものとされておりますが、この管理計画の見直しに当たっては、施設を管理する関係部署との連携、総合計画との整合性を図りながら、これらの情報を勘案し、運用を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、②、発生主義会計による施設別フルコストの把握、受益者負担率の算定及び施設の更新、統廃合、長寿命化の優先順位の判定についてでございますが、現金主義、単式簿記を特徴とするこれまでの会計制度に対して、新地方公会計制度では発生主義、複式簿記といった企業会計手法を導入し、どれだけの資産を蓄えているか、資金がどのように動いたかを明らかにするものであり、類型別に区分される資産情報等を基礎として、施設別のフルコストの試算が可能となり、受益者負担率も算定できるものとされてはおりますが、単に効率面のみでの施設の更新、統廃合、長寿命化についての優劣の判断は難しいものでありますので、慎重に対応してまいりたいと考えているところでございます。

次に、大きな2、砂川市人材育成基本方針の推進についてご答弁を申し上げます。初めに、(1) 職員の採用等について、採用人数の決定方法についてでございますが、採用人数の決定に当たっては毎年度定年及び自己都合の退職者数、定年退職予定者に係る再任用の意向、派遣職員の増減、各部署における事務事業量の増減、新たな行政課題への対応や総合計画に掲げる重点課題を推進するための体制などを勘案した中で行政サービスの水準の維持及び人件費の抑制といった観点を考慮の上、最低限必要となる職員数を決定しているところであります。

次に、②、年齢別職員構成の状況についてでございますが、派遣職員を除く一般行政職160人の年齢別の構成についてご答弁申し上げます。当市の現状といたしましては、10代及び20代の職員が48人、率にして30%、30代の職員が29人、率にして18.1%、40代の職員が43人、率にして26.9%、再任用職員を含む50代及び60代の職員が40人、率にして25.1%となっており、この間の行財政改革に伴う退職者の不補充など職員採用を抑制してきた経過もあり、30代の職員の割合が若干低い状況となっているところでございます。

次に、③の中途採用についてでございます。これまでも建築技術職員、管理栄養士等の専門職並びに事務職においても身体に障害のある方を対象とした採用試験において、年齢要件として新卒者から35歳程度までの枠を広げて募集をしている経過はありますが、新卒者以外に限定した中途採用試験については基本的に実施していないところであります。

次に、(2) ワークライフバランスについての①、時間外勤務の状況についてでございますが、平成27年度の実績といたしましては、一般会計における時間外勤務手当の支給対象者は134人であり、全体の時間外勤務の年間総時間数は1万900時間となっていることから、1人当たり年間の時間数は平均約81時間となっているところでございます。

次に、②、砂川市における取り組みでございますが、ワークライフバランスにつきましても、職員誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て、介護の時間や家庭、地域、自己啓発などに係る個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、仕事と生活の双方の調和の実現を目指すものであります。当市におきましても、ワークライフバランスの実現に向け、職員に対し年次有給休暇、夏季休暇の取得促

進及び毎週水曜日の一斉定時退庁日を設け、周知徹底を図っているほか、職場の状況に応じて時差勤務を活用しながら、総労働時間の短縮及び時間外勤務の縮減に向けた取り組みを進めているところでございます。また、仕事と家庭の両立を支援するため、法令にのっとり出産、育児、介護等に係る各種制度を整備し、積極的な活用を促すことにより、誰もが安心して働ける職場の環境づくりに取り組んでいるところであります。

次に、（３）人材育成の現状と今後の方針についてであります。近年自己決定、自己責任のもとで行政運営を求められる地方分権の進展を初め、社会情勢の目まぐるしい変化や多様化、高度化する市民ニーズに対応した行政サービスの質の向上がより一層求められる中、職員一人一人の意識改革、能力開発は非常に重要であると考えております。当市の人材育成の現状といたしましては、平成21年2月に策定した砂川市人材育成基本方針にもあるように、毎年度職員研修計画を策定し、各職階において職員が業務を遂行する上で必要となる専門的知識、技術の習得を初め、政策形成能力等の向上を図るため職場内の研修を実施しているほか、自治大学校、市町村アカデミー、市町村職員研修センターなどが実施する研修への積極的な参加及びEラーニング研修を活用しながら、職員の能力開発、育成に努めているところであります。

また、今後の方針についてであります。職員の人材育成を効果的に推進していくためには、職員一人一人が人材育成の重要性を認識し、各種研修への参加に当たり積極的な姿勢で挑む必要があるとともに、組織としてはそれらを支援する職場風土づくり、職員の能力の育成、活用を図るための人事管理の改善及び時代のニーズに合った研修の企画など、さまざまな観点から組織全体で職員の持つ可能性や能力を最大限に引き出す必要があることから、引き続き職員研修の充実、人事管理制度の構築、職場環境の整備に向けた取り組みを進めていきたいと考えているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 それでは、順次再質問してまいりますけれども、公共施設のマネジメントの課題についてはこれまでもさまざまな場面で議論があったということで、執行側も私のほうもそれに対する認識というのは違いがないのではないかというふうに思っております。ただ、公共施設の総合管理計画がつくられましたけれども、これを実際どのように活用していくかについては、砂川市も含めて他の自治体もやはりまだ試行錯誤の段階ではないかというふうに私は思っております。そうしたこともありまして、具体的に公共施設のマネジメントを進めていくかについては、やはり細かく議論していく必要があるのではないかと考えております。

現状老朽化した公共施設については各自治体で問題になっておりまして、時には市民の生命、財産に悪影響を与えているというような事例も見受けられます。特に有名なのは、平成18年に埼玉県のみやま野市で起きたプール事故につきましては、これは業者に委託したものですけれども、最終的には委託を担当していた市の職員が業務上過失致死罪とい



うことで、最高裁において刑が確定しているというような状況もあります。

また、砂川市の総合管理計画にもあるとおり、全ての施設を100%更新していくというのは物理的に不可能だというのはもう明らかなことであります。そうしたことから、更新費用の捻出というのは考えていかなければならないということなのですが、今回の議会におきましても例えば医療とか介護の話題が多く出てきたと思うのですが、当然そういった社会保障に関する費用というのは今後増大していくというのは確実な情勢でありますから、そうした財源を確保していくためにも、公共施設のマネジメントを活用した形で何とか費用を捻出していくというのがやはり重要な課題であると私は考えておりますので、そうした観点から随時再質問を行っていきたいと思うのですが、まず過去5年間の状況ということについてはわかりました。6億2,000万ということでして、今後10年間についても先ほどのご答弁では長期計画に基づいてというお話もありましたが、大きくはっきりしているものは市庁舎の建てかえ等がはっきりしているというのがあるか。それは当然まだという部分もありますけれども、そういった見込みが今後10年間に予想できるというものが恐らくあるということで、これは計画にも既に書いてあるとおりなのですが、さらにその先10年、20年後ということになれば、平成40年代、50年代まで考えていくと、これから平成の頭に建てられた学校施設あるいは先ほどの議論にありましたとおり公営住宅の建てかえ、更新の話も随時出てくるということになっていきますから、やはりそうした費用の増大が確実に見込まれますから、それに備えた公共施設の管理、あるいは公共施設のマネジメントという形で考えていかなければならないということなのですが、そうした意味での長期的な公共施設のマネジメントについて考えていかなければならないという認識については共通していると思うのですが、長期的な視点における公共施設のマネジメントの考え方、改めてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 長期的な部分は、当然必要なものとして今回の計画を策定しております。問題点の把握ということでは、平成の頭に建てたものが随時20年、30年たっていくというのも十分承知しておりますし、この機会にこれだけ市には建物があるのだというところのほうは問題意識として把握できているのではないかなと思っております。ただ、この後の修繕計画等々も含めてそこまで、20年、30年たった中では大変厳しいものであるという認識は十分把握したわけですが、それぞれ施設によっては今現在やっております公営住宅の長寿命化等々につきましては100%単独の一般財源ではなくて、国なりの交付金等々活用しながらできるものもありますので、その辺はやはりバランスよく、そのとき、そのときの国の政策などを見ながら進めていかなければならないのではないかなと思っております。特に個別長寿命化計画を持っているところについては、1年間に非常に大きい金額にならないように、平均するようにそれぞれの所管が考えながら計画を

立てているということのご理解、庁舎内でのそういう意識も持っているということとはご理解いただきたいと思っておりますのでございます。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 そうした認識はもうお互いにあるということで、そこにぶれはないというふうにも思っておりますけれども、余り明るくない未来だということも漠然と理解できるわけですし、それはやはりその辺の漠然とした不安といいますか、不安な未来というのは市民と情報が共有されているかといえば、またこれはちょっと別の問題かなと思っております。例えば先ほどもパブコメというお話があったと思うのですが、砂川市の公共施設等総合管理計画を策定したときに確かにパブコメを実施しました。パブコメ、ではどうなったかといいますと、1件しかパブコメがなかったのです。どういったパブコメかといいますと、それは旧オアシスゴルフ場のクラブハウスのご意見をいただいたということで、内容的にはなかなか見識のある方がパブコメをしていただいたのかなとは思っておりますけれども、その1件をもって公共施設の砂川市における将来の問題について広く市民に対して認識が共有されたのかといえば、これはまた別問題ということになろうかと思っております。やはり公共施設の管理というのはちょっと難しいかなとか、なかなか敷居が高い課題だということでもありまして、そういった危機感が全般にわたって市民全体に共有されているかというのは別な問題かと思っております。

また、建築系公共施設、いわゆる箱物については、施設によって利用者の年代がばらばらであったり、あるいはお子様から高齢者までが全般に使う施設もあれば、一方では特定の年代しか使わない施設があったりとか、あるいは特定のスポーツのみに使用されるというような施設もあるわけですし、それは個別の施設の話というのは当然重要かと思うのですが、やはり利用しない市民の目線も意識した市民全般のご意見を参考にしなければいけないというのが今後出てくるというふうなことを私が考えまして、その手法の一つとして、パブコメも当然重要でありますけれども、パブコメについてはこれまで公共施設等総合管理計画以外にもやっておりますけれども、市民のご意見がなかなか得られないということを考えまして、アンケートというのは一つの手法ですから、それ以外にパブコメも含めて市民全般のご意見がいただけるような仕組みがあるのであればそれでいいのでしょうか、なかなかそういう状況が難しいということでもありますので、何らかの形で市民全般のご意見を市全体に係る重要な課題ですから、そういったご意見をいただくような機会が必要ではないかと私は考えるところなのですが、市のそういった面での市民全般のご意見を新たな形で反映させるような方策というのは何か考えているかどうかについて伺いたいと思っております。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 まず、市民との情報の共有という点では、確かに長い目で見ると更新計画は非常に経費がかかるというところではあるのですが、やはりどのよう

になるかという不安感を市民の皆さんに与えるということはまずできないのかなと思って  
おります。20年、30年先のことを今取り扱って、要らない不安感を与えたくないなと  
思っているところではございますので、その辺は理解いただきたいと思っております。

それから、市民のご意見を頂戴する部分については、まさに28年度にやらせていた  
いでありますけれども、6期総合計画の中間に当たっての市政全般に対するアンケートと  
いうものをやらせていただいております。それは5年前の状況から同じようなアンケー  
トをとりながらやりました。当然長期計画に当たっては、それぞれの市政全般にわたるア  
ンケートというものをとるべきがあります。当然知らなければならないということで、き  
っと次回7期についてもそういうような方法でアンケートをとるような形にはなってい  
くと思っておりますので、個別でアンケートをとるかとならないかについてはそれぞれの事案に基づ  
いてやるようなことになっているのではないかなと思います。福祉系であれば福祉計画を  
つくるに当たっての利用者に対してのアンケートをとる場合がありますし、市全体で全部  
とるとするのはやはり総合計画なのかなというふうに思っているところでございます。ア  
ンケートをとらないというお話は、管理計画に対してのアンケートということでの答弁を  
させていただきましたが、事案によっては必要に応じてちゃんとアンケートもとる  
べきだと思っておりますので、その辺もご理解いただきたいと思っております。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 そういうことで、第6期総合計画の策定に当たって広く全般的な市政全  
体のご意見を聴取するということは、それも私は重要なことだと思っておりますけれども、公  
共施設の維持管理というのは市民全般の負担から成り立っているという観点から考えます  
と、大きく市民のご意見を反映させる機会が特に公共施設全般、個別施設ということでは  
なくて、その施設を利用しない市民のご意見もある程度反映させるような方策というのは  
やはり重要な視点かなと私自身は考えております。

他の自治体の事例等を見ていきますと、これは道内でいえば帯広市の事例なのですが  
けれども、対象年齢が高校生からご意見をいただいて、その対象人数は2,000人で無作為  
で抽出して、どういったことを聞いているのかといいますと、公共施設の利用範囲、全般  
的にどういった施設をご利用していますかとか、あるいは結構難しいことも聞いていまし  
て、公共施設が老朽化している課題があって、それについて知っていますかとかいうよう  
な結構難しいような質問があったりとか、あるいは場合によっては使われていない公共施  
設の活用方法、何かアイデアがありませんかというような形でさまざまなアイデアを募集  
したりというような調査を行っているような事例もございます。個別施設の具体名を出す  
とあれなのですが、個別施設はどうかいろいろありますから、その方向性を考  
えた場合、個別施設を利用されている方のご意見というのは当然重要なことになろうか  
と思っておりますけれども、施設の維持管理というのは市民全般のご負担から成り立っているわけ  
ですから、これは使っていない市民のご意見というのもやはりここは考慮しなければ非常

に不公平なことになろうかと思えます。特に今後さらに例えば個別施設を集約するとか複合化するということになれば、なおさらその施設を利用している方だけのご意見というわけにはいかないということになろうかというふうになりますので、やはりある程度包括、まちづくり全体のアンケートというのも当然重要ですが、まちづくり全体を考えた場合に施設を複合化していくということであればやや広範囲の形の市民のご意見もいただかなければならないということにもなりますから、個別施設に限定した形のご意見を伺うというのも重要な視点ではありますけれども、まちづくり全体を考えた場合はそういった広範囲の、場合によっては目的が違う施設が合体されてしまうかもしれません。それは仮定の話ですけれども、そういったことになれば特定の分野の人だけのご意見ということにはならないでしょうから、そういった場合個別の、それは今後具体的に今やれとは私も言うつもりはないですけれども、この公共施設管理計画に基づきましてさまざまな施策が進んできた場合に、そういったある程度広範囲の方のご意見を伺うような機会が必要になると私は考えますけれども、その点に範囲を限定して市の考えをお伺いしたいというふうに思えます。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員の質問に対する答弁は休憩後に行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時52分

再開 午後 0時59分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

武田真議員の質問に対する答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 個別施設での施設利用関係の個別アンケートの必要性についてご指摘をいただいたところでございます。

帯広のほうも少々私のほうも調べさせていただきました。帯広のほうは、全体マネジメントをするに当たってのアンケートをそれぞれ階層のほうでやっているようで、さすがに大きいまちということもあったり、それからやはり施設の数が当市の場合、箱物というのを過去から数多くつくっている都市ではございませんので、なかなか全体で複合化などを含めてお話しできるという体制にはないのかなと思いますし、数少ない中のもので、それぞれ個別の担当のところで利用者を含めて考えられる範囲かなというふうに思っているところでございますので、当然アンケートも必要だと思っているということだけはご理解いただきたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 いずれにせよ、市民のご意見を何らかの形で反映させていくのが当然のことだと思いますので、広く市民の意見を反映するような形で進めていただきたいと思います。ことを要望して、(1)を終わります。

続きまして、(2)についてなのですが、実施計画は策定する予定はないというように答弁だったと思うのですが、やはり現計画については総論的には施設面積を減らしていきますというような方向性は示されているわけなのですが、実際いつまでにどれくらいを減らしていくかについては記載がないところなのです。通常であればこの手の計画におきましては、大体基本的な計画をつくった後に実施計画なりプランなりをつくって進めていくというのが役所的な計画の作り方なのかなということで、将来的に現行の計画では40年後の先を見通した方向性が示されているわけですが、例えば40年ですか、仮に10年ごとに区切ったとしても、10年ごとにおいてそれぞれの違う課題が恐らくあるのではないかということなのですけれども、20年後であれば先ほど私が申し上げましたけれども、学校施設の更新あるいは公営住宅の建て替え、更新等が控えているわけですから、それぞれの年代にわたって課題があるわけですから、それぞれの未来における課題というのはある程度見通せるわけですから、それに備えてはある程度の実施計画的なものを作成しつつ、それぞれの計画において課題を設定していくというような形がやはり行政的な進め方としてはいいのかなと。例えば第6期総合計画を見ていきますと実施計画が既にありまして、実施計画にはそれぞれの事業とひもづけされているような形で実施計画がつくられて、最終的に第6期総合計画の目標を達成していこうというような形で仕事を進められているわけですから、そのような形で、これは公共施設等総合管理計画ということで、砂川市全般の公共施設にかかわる。もちろん個別にさまざまな長寿命化計画等があるのは当然知っておりますから、それぞれとリンクした形で総論的な方向性ということですから、総論的に考えてやはり今後の10年後、20年後、30年後、最終的な姿に向かって施設面積を最終的に減らしていくというような形の計画はつくってしかるべきかなというふうに私は考えているわけなのですが、改めて市の考え方をお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 個別ごとの計画の策定ということでございます。

今ほどもちょっとお話ししましたとおり、当市はそれほど箱物が多い都市ではないというような理解をしておりますし、大部分が公営住宅等々のものだというのは計画のほうにも若干のせておりますし、ごらんになったと思うのですが、公営住宅については長寿命化ということで別計画はしっかりつくってありますので、それを除きますと本当に少ない量になっておりますので、それを一括して実施計画にすると何%減らすべきだとか、そういうこともあるのかもしれませんが、実施不可能な数字は当然するべきではないと思いますので、やはり施設ごとの計画策定のほうが砂川市にとってはいいのではないかなという判断をしておりますので、その辺は数少ないということでご理解いただきたいと思っております。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 少ないというお話だったのですけれども、この計画におきましてもいわゆる箱物に限定して見ていきますと、全国平均の3倍の延べ床面積があると。また、同一自治体の比較においても2倍の面積があると。それは、先ほどのご答弁でも多くは公営住宅ということなのですけれども、では少ないか多いかという議論はここで深くするつもりはないのですけれども、他の自治体と全国平均に比べても面積は多いという事実はやはりここは変えられない事実だということで、計画にもその旨書いているわけですから、近隣自治体に比べて少ないのかもしれませんが、全国的に見ていけばやや多いというのはこの計画上も明記されているわけですから、そこはある程度考えた上で進めていただきたいということ、これに関してははっきりやっていただきたいということを要望したいということにします。

②に入りますけれども、包括委託化ということで、コストの削減をしたらいかがですかというような私の提案なのですけれども、これはややわかりにくい論点かなということなのですが、この計画におきましても管理コストの低減というのは当然重要なことですので、民間活力の手法を視野に入れた形の縮減等に努めますとはなっているのですが、では実際に具体的にどのような手法を使って管理コストの縮減を進めていくかについては、詳しくはこの計画にはないのです。それで、管理コストをどうやって節減していくべきかということ考えた場合、私なりにいろいろ調べさせていただいた結果、こういう手法も一つとして考えられるのではないかとということで、これでご提案をさせていただいたということで、イメージはなかなかつかみづらいかもしれませんが、先ほどのご答弁もありましたが、ある程度方向性、市庁舎等に関してはまとめて管理委託事務に関して発注しているというようなお話があったのですけれども、私がイメージしているのはもう完全に他の部局にまたがるような、教育委員会とか、そういった部分にまたがるような施設も含めて丸ごとビルメンテ会社に委託するようなイメージということで、先進的な自治体では既にそのような形で取り組んでいるというような事例もありましたので、私からこのような方法も考えられるのではないかとということで提案をさせていただいております。

例えば砂川市でもそうだと思うのですけれども、予算を見ていくと款項目ということで、款ごとにそれぞれ所管課がいろいろな事務を所管しておりまして、所管課ごとに委託契約等々を実施しているということになっていっていると思います。各課ごとに契約事務をしていると。特に委託業務に関しては、これは非常に難しい業務でありまして、私自身も経験がありますけれども、仕様書を作成すると。あるいは入札、見積もり合わせというような専門知識が必要であって、事務的にもなかなか難しい事務ではないかと。最終的には、事業者さんから出していただいた仕様書なり見積書に基づいて業務を発注せざるを得ないというのが実務なのかなというようなことがありまして、それらの事務的なコストというのは非常にばかにならないと私は考えております。各担当、各部局ごとに大体年度の初めぐらいに恐らく集中的にそういった業務を発注するのだと思うのですけれども、そういった事務

コストというのは確かに見えないですけれども、非常に莫大な事務量があるということで、これらの事務量についても一気に削減してしまうと。そして、一括発注することによってスケールメリットを生かしたコストの削減、あるいは冒頭で私がお話ししましたけれども、品質に関しても委託業務の品質は決して落とすわけにはいきませんので、そうした品質を維持するという目的も含めて一括的に、仮の話ですけれども、専門的な知識のあるビルメンテナンス会社等に一括して発注しているというような自治体の事例も見受けられるわけですから、必ずしも管理維持のコストが下げられればいいのですけれども、それは品質のバランスとも考えながらやっていかねばならない業務ですから、こういった手法も1つとして考えられるのではないかとのご提案ということで、いずれにせよ事務管理コストの削減というのは避けては通れない道でありまして、施設の統合化等に関してはやはり時間を要したりとか、関係者の協議等を要するような場合が予想される場所ですが、こうした事務的な業務の見直しということであれば、これは意思一つ、やるという意思決定があれば進められる業務の一つではないかと考えられるわけですから、こうした手法も取り入れた上で維持管理のコストを削減する方策について考えたらどうかということなのですから、事務管理や維持管理コストの低減に向けて市のほうで今やられている以外に何か方策があればご説明いただきたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 維持管理コストの縮減に向けた取り組みということでございますけれども、1回目の答弁で申し上げましたとおり清掃、警備等々については部局1カ所のところでそういう見積もり等々をとりながら、全庁的にやっているというものがございます。これ以上のということになりますと、大規模な企業さんにそういうメンテナンスを一括してどうかお願いできるものがあるだろうかという研究をしなければならないのかなと思うのですけれども、やはり砂川市というサイズのまちであればなかなかそういう事業者さんがないと。それを考えずに全国展開しているところはどうだろうかということになると、なかなか難しいのかなと思っているところでございます。

また、各原課で発注行為、当然事務量はありますけれども、ルーチンでございます。年に1度の流れの部分での業務でございますので、そこに政策的な部分があるかということはないので、一般的な事務的な部分ですので、過度な事務量にはなっていないのではないかなというふうな思いもありますので、今のところではやはり清掃、警備関係になってしまうのではないかなというふうに思っているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 いずれにせよ、事務、維持管理等のコストの削減というのは避けては通れない道ですので、さまざまな手法を研究して、そういった方向性でやっていただければというふうに思っております。

続きまして、③、職員の育成体制なのですからけれども、特段と例えば専用のセクションを

つくとか、そういうことはないということなので、それは各自治体のやり方というか、方策であって、こうあるべきだというのは私も言うつもりはないのですけれども、やはりこの事務といいますか、公共施設の維持管理、公共施設マネジメントというのは、非常に難しい仕事かなと私自身もいろいろな経験を踏まえて思うのです。ここはやはり継続的な人員の育成なり、あるいは経験値を高めていかなければなかなかうまくいかないのかなというふうなことを考えて、組織体制をつくれればいいというものでは決してなくて、例えばよくあるパターンですけれども、何々室というのをつくって、ではそれができたから仕事ができるかというわけには決していかないというのは当然理解しておりますので、そういった組織にこだわるわけではないので、そういった形の人員を継続的に育成していくような形で、特にこの仕事は今後重要になってくると思いますので、それらについて要望して、③については終わります。

(3)なのですけれども、公会計改革の連動ということなのですけれども、私は以前一般質問で公会計の整備について質問させていただいたのですが、そのときは棚卸しということだったのですが、今後新たなデータとかさまざまな数字が出てきますので、それらを活用したマネジメントについてぜひ活用していただきたいということを要望しまして、大きな1番については終わります。

続きまして、大きな2番目の人材育成基本方針の関係なのですが、年齢別構成を伺っておりますと30代の中堅層がやや少ないというゆがみがあるのではないかと思うのですけれども、このひずみの原因は先ほど行財政改革の関係で採用を抑制したというような事例があるというような話だったと思うのですけれども、現状の年齢構成のある程度のゆがみについて、市としてはどのような認識であるかをまずお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 行財政改革の関係で職員採用を抑えたこと、また制度化して年金制度改革等々で年金制度が58歳からもらえたものが59、60となって、それから60以降になってという流れの中で、退職者がいない年もございまして、そういう中での職員採用を実施してきた中での今の現状でございます。数が少ない、例えば30代が少ないというところであれば20代の職員に30代の近い仕事が回ってくる可能性というものもあるでしょうし、逆に今の30代が40代になった時点であればやはり一年代低い人間が前であれば40代でやっていた仕事を30代がやるというような経験値のプラスアルファにはなるのかなとは思いますが、ただ、全体を通してやっぱり年代の差があるというのは、人事管理上はその辺も含めて考えなければならないなど。若い職員から責任を持った仕事をやっていかなければならないなというふうな部分がありますので、それは総合的な研修も含めて人材育成をどんどんしていけないといけない部分ではあるのかなというふうな思いをしているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。



○武田 真議員 組織としては、そのような現状の体制に基づいていろいろ取り進めていくということだとは思いますが、一般的な市民の目線から見ますとやはりそのような状態で大丈夫なのかなと。年齢構成のバランスがとれた上で仕事をしていくというのが正常であって、将来の中核を担う人材は将来的には不足していくというのはこれは明らかになりますので、その時点で中核を担う人材が他の年齢に比べて少ないのではないということになれば、やはり将来の市政全般に対して大丈夫なのかなというふうに考えるのが普通だと思います。やはりそれに対してある程度現在のゆがみを補正するために、各自治体も同様の悩みを持っていますので、どういうふうに対応されているのかということを見ていきますと、③にもありますが、中途採用とか年齢制限の撤廃、それは一般行政職です。行政職については、そのような形でゆがみを補正していくというような形で業務を進めているわけなのですけれども、なぜこれを私がずっと疑問に思っているかといいますと、砂川市においては中途採用、特に一般行政の職員の採用というのは全然ないわけですから、やはりゆがみのある現状を補正するための手段として、そうした他自治体においても採用されている手法を使いながら人員構成のバランスを整えていくというのは、これはある程度当たり前の、民間企業においても同様な手法であるというふうに考えておりますので、いかにこれはなぜと言うしかないのですけれども、なぜそのような形で中途採用等を使いながら年齢構成のゆがみを補正していくというような考えがないのか、その理由をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 ご案内のとおり、当市は中途採用というのは比較的やっております。一般行政職については、特にご指摘のとおりでございます。やはり年齢層のゆがみという部分に関して言いますと、平成の十八、九年ぐらいから、管内もそうですけれども、職員採用を一切しないという年代が5年、10年続いているまちが非常に多くありまして、そういうところは率先して中途採用を採りながら年齢構成のいびつさをなくするというようなことをやっているまちもあると聞いております。ただ、確かに今30代が少々低いということですが、一切ないわけでもなく、この間砂川市においては行政改革を進めながらも、職員の採用をしないということをしてできるだけなくして毎年毎年採用してきているところでございますし、全体の採用人数、全体の職員数がそんなに多くないものですから、中途採用者に門戸を広げるということは逆に言うと新卒者に閉めるということにもなります。その度胸といいますか、中途採用を広げて新採用を減らすという部分とのバランスを考えたときには、選択肢としては専門職の方は中途採用でもお願いしたいなと思うのですが、一般事務についてはやはり新卒の方を新たに入れて、育てながら何十年間勤めていただきたいという思いのほうが強いということでご理解いただきたいと思っております。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 突っ込みたいところなのですが、時間もないので、伺う限りは余り合理的な理由ではないようなふうな感じがしまして、特に中途採用の社会人経験枠で採用された方の能力が低いということは決してあり得ないわけですし、例えば新たな知識、経験をもとに新たな市政の方向性というか、新たな施策という形で市政の活性化、砂川市全体の活性化につながるような事例というの、あるいはほかの自治体の事例を見ていくとあるようなことも見受けられますので、これ以上はちょっとなかなか時間もなくて突っ込めないのですけれども、とにかくいずれの機会においてもこの点については改めていろいろ議論していきたいというふうに考えております。(1)については終わります。

続きまして、ワークライフバランスなのですけれども、先ほどのご説明を伺う限りかなり時間外が多いというような傾向が見受けられます。実際時間外の推移といいますか、時間外勤務がふえているとか、減っているとか、傾向みたいのがもしわかればちょっとご説明していただきたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 時間外の量についてでございます。

先ほど説明したように、年間平均81時間というところでございます。この間毎年のように臨時給付金の制度が国でありまして、その給付事務に係る職員が必要であったり、それから選挙事務というところについてもやはり急激に事務量がふえる時期でございます。そこに目がけて職員を採用するということは当然ございませんので、やはり現行職員の中でかき集めながら事業をやるものですから、抜いた職場については事務量がふえる。やはり残らなければならないこともあります。また、選挙事務そのものについても時間内で済むかというとなかなか済まないということで、そういう事案があると年間を通しての時間外の数が増えるものというふうに考えておりますし、それぞれの部署で仕事の量が年平均的になっている職場であればいいのですけれども、やはり季節ごとに事務量の増減がありますので、事務量の多いところで人数を配置するということになるとう事務量が薄いところの職員は何をしていけばということにもつながりかねませんので、その辺は全体として平均を見ながら職員の配置等々もやっておりますので、この程度と言ったら申しわけないのですけれども、許容範囲の数字ではないかなというふうに思っているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 いずれにせよ、現在国でも働き方改革という形で、時間外を縮減しながら人生を充実させていこうというような方向性が示されているわけですから、さまざまな考え方を取り入れながら、ぜひワークライフバランスの実現のために、時間外縮減のためにご努力願いたいということで、(2)については終わります。

(3)に入りますけれども、現状と今後の方針ということなのですけれども、現在の人材育成方針につきましてはやはり平成21年に作成されたということで、この間の法改正等の実績が反映されていないという部分も見受けられます。特に人事評価制度等について

は、この間新たに導入されたということで、当時の方針においてはそのような文言、一応は今後導入される形になるような検討というような形にはなりましたけれども、現在既に導入されているということもありまして、これについてはやはり反映させていくというような形で組み入れていくと。先ほど申し上げたワークライフバランスについてもそうですけれども、そういった形で働き方との仕事のバランスを取り入れながら新たな人材育成を図っていくというのは当然の流れなのかなと思うのですけれども、やはり現状の方針についてやや古いという印象がありますから、それについて市の認識がどうなのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 平成21年の2月付で人材育成基本方針というのを立てております。これについては、平成9年ですか、人材育成基本方針、新時代に対応した地方公共団体の行革推進のための指針ですとか人材育成基本方針策定指針というのが平成9年ごろから、当時の自治省から通知がありまして、各自治体は積極的にというお話がありました。その後平成十七、八年ごろに各自治体集中改革プランというプランづけをするときに当たっても、あわせてこの人材育成基本方針を立てていないのだろうかというふうに強い要請もあったところがございます。当市におきましては、先ほどから言っておりますけれども、全職員数が少ないということもございます。それから、やはり人材育成についてはそれぞれの研修等々でOJT含めて職場での研修等々もずっと続けてきて、ふだんどおりやっているという思いもあったものですから、わざわざ基本方針をつくらなくても実際やっているなという思いが多くありまして、強制的でない部分についてはわざわざ策定していなかったという経過がございます。その中で平成21年に全国的な部分として各自治体がつくるようになった段階では、やはりうちも必要だろう。ただ、新たにこの方針をつくるから新しいことをやるということではなくて、今までやっていることを一つのペーパーにまとめてというのがこの21年のつくりでございます。これからの課題も含めて記載しておりますし、人事評価の部分については確かにもう既に導入しております。方針にないから導入する、方針にあるから導入するというのではなくて、やはり必要に応じてやってきております。ただ、この古さについてはまずもって考えなければならないところもございまして、その辺は今の時代に沿うような形で改定しながら進めていかなければならないと思います。ご指摘もございまして、どの時点でできるかわかりませんが、早い段階で進めながらいきたいと思っておりますので、その辺はお許しいただきたいと思っております。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 当然時代の趨勢もありますので、ここに今のある方針の中の求められる職員像というのもやはり年々変わっていくのかなと。それに関しては、市民意識ともかけ離れたような職員像、あるいは市民の理想とするような職員像とはぶれがあってはならな

いというふうに考えておりますので、ぜひそういった形で市民にもご理解いただけるような形の人材育成方針をつくっていただきたいのと、あと最後に1つだけなのですけれども、昨今議会でも委員会でも接遇に関してさまざまな提案がなされていたと思うのですけれども、やはりそこはこの方針の中でうたわれているとおり、コミュニケーション能力の醸成についてやや市民と差があったとか違いがあったのかなというふうに私は考えております。そういった意味では、やはり市民の今求めている職員像と市の考えている職員像にぶれがあってはならないと思いますので、接遇も広く言えばコミュニケーション能力の一種だというふうに考えておりますので、接遇については頭出しするかどうかはまた別の課題でしょうけれども、その辺のコミュニケーション能力、市民との対話、接遇に関してぜひ考慮した計画をつくっていただきたいということを要望して、終わりたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 一般質問は全て終了いたしました。

#### ◎散会宣告

○議長 飯澤明彦君 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後 1時25分